○厚生労働省令第百一号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第四条第二項及び第十一条第一項並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、並びに家内労働法第九条第一項の規定を実施するため、家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（家内労働法施行規則の一部改正）

第一条　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就業時間の適正化に関する勧告）	（就業時間の適正化に関する勧告）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その勧告の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）
（審議会の意見の要旨の公示）	（審議会の意見の要旨の公示）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）
（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）	（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	（新設）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）	（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）
第百一条の二の二　（略）	**第百一条の二の二**　（略）
2　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定を受けている教育訓練について、前項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。	2　厚生労働大臣は、法第六十条の二第一項の規定による指定を受けている教育訓練について、前項各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、当該帳簿を公共職業安定所において閲覧に供するものとする。
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	

○厚生労働省令第百二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）	（新設）
第十七条の二の四　第百十八条第二項の人材確保等支援助成コース助成金は、同項に規定するもののほか、第一号に該当する派遣元事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	
一　次のいずれにも該当する派遣元事業主であること。	
イ　令和六年四月一日以降、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者を雇用する事業主であること。	
ロ　令和七年三月三十一日までの間、イの派遣労働者に適用される令和六年度の賃金制度を整備又は改善する措置を実施した事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。	
(1)　令和六年四月一日から改めて新協定（同年五月二十四日以降、イの派遣労働者の賃金が労働者派遣法第三	